

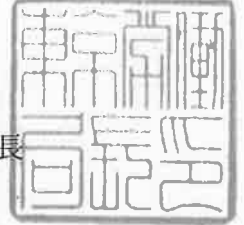
令和 4年 4月18日

人材開発支援助成金（特定訓練コース）支給決定通知書



殿

東京労働局長



令和 3年11月29日付けで申請を受け付けた人材開発支援助成金（特定訓練コース）について、下記のとおり支給とすることに決定しましたので通知します。

記

1 助成金 助成金支給番号 [Redacted] 助成金名称 人材開発支援助成金（特定訓練コース）	
2 対象事業主／対象事業所 事業所番号 [Redacted] [Redacted]	
3 支給決定金額	3,023,200 円
4 振込先金融機関口座	[Redacted]
5 備考	

1. 支給に関して、労働局及び会計検査院が行う調査又は検査に協力いただく場合があります。
2. 支給申請時に提出した書類等の原本等は最後の支給日の属する年度から5年間整理保管してください。
3. 不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金を返還していただきます。また、不正行為により本助成金の支給を受け、又は受けようとした者については、当該助成金を受け、又は受けようとした日以後、雇用保険二事業に関する全ての助成金を5年間支給できませんのでご注意ください。
4. 本助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外に該当するものと判断しています。
※寄附制限の例外に該当しない場合、当該補助金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。